

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料（建築物エネルギー消費性能適合性判定） 令和5年4月1日から

ア 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	(ア) 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物として法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合		1件につき 17,000円	
	(イ) (ア)以外の場合	① 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第1条第1項第1号の口に掲げる基準への適合を確認する方法(以下この項において「モデル建物法」という。)による場合	1件につき 109,000円。ただし、工場、倉庫その他これらに類する用途(以下この項において「工場等」という。)の場合にあっては、27,000円とする。	
		② ①以外の場合	1件につき 280,000円。ただし、工場等の場合にあっては、31,000円とする。	
イ 建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項の規定による変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定	(ア) 建築物省エネ法第35条第1項の規定により建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた場合	① 建築物省エネ法第34条第3項に規定する他の建築物の法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積(以下この項において「他の建築物の非住宅部分増加床面積」という。)がない場合		1件につき 9,000円
		② 他の建築物の非住宅部分増加床面積がある場合		1件につき ①に定める額に10,000円を加えた額
	(イ) (ア)以外の場合	① モデル建物法による場合	a 法第11条第1項に規定する非住宅部分の床面積の増加する部分の床面積(以下この項において「非住宅部分増加床面積」という。)がない場合	1件につき 57,000円。ただし、工場等の場合にあっては、14,000円とする。
			b 非住宅部分増加床面積がある場合	1件につき aに定める額に86,000円(工場等の場合にあっては、19,000円)を加えた額
		② ①以外の場合	a 非住宅部分増加床面積がない場合	1件につき 141,000円。ただし、工場等の場合にあっては、16,000円とする。
			b 非住宅部分増加床面積がある場合	1件につき aに定める額に224,000円(工場等の場合にあっては、23,000円)を加えた額
ウ 法第12条第2項又は第13条第3項の規定による軽微な変更に関する証明書の交付			1件につき イに定める区分に応じ、それぞれイに定める額	

(備考)

1 工場等とは建築物の用途が次に示す用途であるもの

- ①工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの ②水産物の増殖場若しくは養殖場 ③倉庫 ④卸売市場